

2019年11月

外商投資法実施条例(意見募集稿)の公開とその仮訳のご紹介

2019年3月15日、中国の全国人民代表大会において外商投資法が可決し、同日、公布されました。同法は、中国における外商投資に係る基本法として制定されたものです。同法の成立は、中国国内外の様々な事情を踏まえてのものであることから、その内容は、国や地方政府による投資の促進、保護、管理といった事項に関し、外資企業の権利・利益の保護や平等取扱いといった重要な事項を広く定めています。

一方、外商投資法の法律実務上注目すべき点としては、長きにわたり中国の外資系企業に適用されてきた中外合弁企業法、外資企業法及び中外合作経営企業法(以下「三資企業法」といいます。)が、同法の施行される2020年1月1日をもって廃止されることがあります。

中国において三資企業法は、改革開放の文脈において外資受け入れのために制定されたものであることから、三資企業法との関係では一般法に当たる会社法よりも先に制定・施行されています。そういった経緯もあり、三資企業法は、会社法に比して特殊な機関設計や会社の意思決定における決議要件を法定しており、それゆえ、特に中外合弁企業においては、合弁契約の自由度が日本法と比して相対的に低くなっていました。

この点、外商投資法は、外資企業にも会社法が適用される前提の下で(外商投資法31条)、かかる制限を撤廃しており、今後の中国における外資企業のガバナンスに大きな影響を与えるものです。現に、執筆者らは、日常的に中国におけるM&A、リストラクチャリングや企業設立に携わっていますが、これらの現場では、既に外商投資法の施行を踏まえての対応が必要となっています。加えて、既存の外資企業も、5年以内に三資企業法に基づくガバナンスを外商投資法に適合させなければなりません(外商投資法42条。なお、後述する条例案42条及び43条も参照)。

このように、重要な外商投資法に関し、2019年11月1日、中国の司法部は、「中華人民共和国外商投資法実施条例(意見募集稿)」(以下「条例案」といいます。)を公開し、パブリックコメントを開始しました。

この条例案は、外商投資法の各規定をより具体化する内容を含んでおり、極めて重要なものです。また、条例案45条では、本条例は2020年1月1日から施行されるとされていることからすると、条例案の大部分がそのまま制定・施行される可能性が高いと思われます。このような事情に鑑みれば、条例案とはいえ、その内容を把握する必要性は極めて高いと言えます。したがって、執筆者らは、本ニューズレターにおいて、条例案の仮訳を掲載することといたしました。

なお、2019年11月8日には、商務部が、「外商投資情報報告規則(意見募集稿)」を公開し、パブリックコメントを開始しています。この規則は、外商投資法34条が定める「外商投資情報報告制度」を具体化するもので、同様に重要性が高いものと思われ注目されます。

中華人民共和国外商投資法実施条例(意見募集稿)

第一章 総則

第一条 「中華人民共和国外商投資法」(以下「外商投資法」という。)の有効な実施を保障するため、本条例を制定する。

第二条 国は関連する政策措置を完全なものとし、対外開放の力を継続的に強化し、外商投資環境を優れたものにし、外国投資家の法に基づく中国国内での投資を激励及び積極的に促進する。

第三条 外国投資者は法に基づき単独又は中国の自然人を含むその他の投資者と共同で中国国内において、投資をすることができる。

第四条 外商投資法第2条第2項第3号でいう中国国内における新設プロジェクトとは、外国投資者が中国国内で特定のプロジェクトの建設に対して投資をするが、外商投資企業を設立せず、中国国内企業の株式、持分、財産の持分又はその他の類似する権益を取得しないことを指す。

【監修者】 [パートナー弁護士 酒井 大輔](#)

【執筆者】 [弁護士 日野 真太郎](#)

【執筆者】 [中国律師 常 偉](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの發送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

第五条 外商投資企業の登記登録は、國務院市場監督管理部門又はその授権した地方人民政府市場監督管理部門が責任を持って行う。

第六条 外商投資参入ネガティブリストは、國務院投資主管部門が國務院商務主管部門等の関連部門と共同で提出し、國務院に対して公布又は公布の許可を届け出る。

国は対外開放の需要を更に拡大し、外商投資参入ネガティブリストを適時に調整する。外商投資参入ネガティブリストの調整の手続には前項の規定を適用する。

第七条 国家は法律法規及びその締結又は参加する国際条例・協定に基づき、外国投資者の中国国内における投資、収益及びその他の合法的な権益を保護する。

第八条 國務院商務主管部門、投資主管部門及びその関連部門は職責の分担に基づき、密接に連携し、相互に協力し、共に外商投資の促進、保護及び管理業務に取り組む。

県レベル以上の地方人民政府は、外商投資の促進、保護及び管理業務の組織指導を強化し、関連部門が法律法規及び職責の分担に基づき、外商投資の促進、保護及び管理業務を行うことを支持し、監督促進し、適時に外商投資の促進、保護及び管理業務における重大問題を調整し、解決する。

第二章 投資促進

第九条 政府及びその関連部門は、政府の資金手配・土地供給・税金減免・ライセンス及び許認可・プロジェクト申告・職種評価・人事リソース等の面において、企業が発展するための政策措置を制定し、法に基づき、外商投資企業を含む各種企業に対して平等に接しなければならない。差別的な政策措置を制定し又は実施してはならない。

企業発展を支持する政策措置は、法に基づき公開しなければならない。政策措置の実施において、企業が申請し取り組む必要のある事項にかかわる場合、政府及びその関連部門は申請手続のプロセス、条件等を公開しなければならない。公平公正に審査しなければならない。

第十条 政府及びその関連部門が、外商投資に関連する法律・法規・規定・規範性書類を起草するときは、実際の状況に従い、書面による意見募集を行わなければならない。座談会・議論会を招集する等の方法を通して、外商

投資企業及び外国商工会等の意見を聴取しなければならない。比較的多く集まっている又は外商投資企業にかかわる重大な権利義務の問題の意見に対し、適当な方法で意見を採用し、状況を反映しなければならない。

外商投資に関連する規範性書類は政府公報、政府ウェブサイト等を通して、法に基づき速やかに公布し、公布していない場合は外商投資管理の根拠としてはならない。

第十一条 各レベルの人民政府は、政府が主導し、多方面が参与する原則に則り、完全な外商投資サービス体系を構築し、外商投資サービスレベルを高めなければならない。

政府及びその他の関連部門は、全国一体のオンライン政務サービスプラットフォームを通して、外商投資に関連する法律、法規、規程、規範性書類、政策措置及び投資プロジェクト情報等を集中的に公布しなければならない。かつ多様なルート及び方法を通して宣伝、解説し、外国投資者及び外商投資企業のために相談に応じ、指導等サービスを提供する。

第十二条 外商投資法第十三条でいう特殊経済地区とは、外商投資の促進、対外開放の拡大のため、国家が許可して設立し、外商投資に対して更なる開放政策措置を実施する特定地区をいう。

国は一部の地区において外商投資試験性政策措置を実施し、試験を通して成熟していることが証明された場合、実際の状況に基づき、その他の地区又は全国範囲内においてこれを推進する。

第十三条 国は、国民経済及び社会発展の需要に基づき、外商投資奨励産業目録を制定し、外商投資者、外商投資企業の特定の業界・分野・地区における投資を奨励し、導く。外商投資奨励産業目録は、國務院投資主管部門が、國務院商務主管部門等関連部門及び関連地方人民政府と共同して制定し、國務院の許可を経て、施行し公布する。

外国投資者、外商投資企業は、前項の規定する特定の業界・分野・地区において投資を行う場合、法律、行政法規又は國務院の規定に基づき、財政・税収・金融・用地等において優遇待遇を享受することができる。

第十四条 外国投資者はその中国国内での投資収益をもって、中国国内で拡大投資する場合、法に基づき相応する優遇待遇を享受する。

第十五条 外商投資企業は、法に基づき国家標準・業界標準・地方標準及び団体標準の制定作業に平等に参加し、

いかなる組織及び個人も違法にこれを制限してはならない。

外商投資企業は、國務院標準化行政主管部門の強制性国家標準の立ち上げに提案を行い、標準の起草、技術審査及び標準の実施等の過程において意見提出及び提案を行い、かつ規定に基づき関連する業務を担うことができる。

外商投資企業は、国家標準の外国語翻訳業務に参加することができる。

第十六条 外商投資企業が公開する標準の技術要求が、強制性標準の関連技術要求より高い場合を除き、政府関連部門は、外商投資企業に対して強制性標準の技術要求より高い要求をしてはならず、外商投資企業が推薦性標準又は団体標準を適用することを強制し又は形を変えて強制してはならない。

第十七条 いかなる単位又は個人も、いかなる方法によっても、外商投資企業が当該地区及び本業界の政府調達市場に自由に参加することを阻害し、制限してはならない。

政府調達監督管理部門、調達人又は調達代理機関は、政府の調達に関連する法律、行政法規の規定に基づき、外商投資企業が公平な競争を通じて政府の調達活動に参加できることを保障しなければならず、政府調達情報の公布、サプライヤーの条件の確定及び資格審査、審査基準等の面において、サプライヤーの所有形式・組織形式・持分構造又は投資者の国の別等を限定する不合理な条件によって、外商投資企業に対して異なる待遇又は差別待遇を実施してはならない。

第十八条 政府調達監督管理部門は、内資企業及び外商投資企業に対し、政府調達の参加について、指導及びサービスを提供しなければならない。

第十九条 外商投資企業は、法に基づき、中国国内又は国外において、株券や社債の公開発行を通して、公開又は非公開にその他の融資手段を発行することで、金融機関に融資し、その他の方法で融資をすることができる。

外商投資企業が前項の規定に従った融資について、関連主管部門、金融機関は、内資と一致する条件及びプロセスに従って関連する手続を行わなければならない。

外商投資企業は、国家の関連規定に基づき外債を借りることができる。

第二十条 県レベル以上の地方人民政府は、当該地区の実際の状況及び外商投資の促進の需要に基づき、法定の

権限内において、方向性が定まった外商投資を促進し、利便化する政策措置を構築することができる。

県レベル以上の地方人民政府が外商投資促進及び利便化政策措置を制定するときは、法律・行政法規・地方性法規の規定に適合しなければならず、高品質な発展を推進することをその方向性とし、経済・社会・自然環境の効果及び利益を高める原則にとって有利であることを堅持しなければならない。

第二十一条 國務院商務主管部門、投資主管部門は、國務院のその他の関連部門と共同で、総合的な外商投資手引きを作成する。國務院関連業界主管部門は、実際の需要に応じて、本業界、分野の外商投資手引きを作成することができる。県レベル以上の地方人民政府の関連部門は、実際の需要及び当該政府の確定する職責の分担に基づき、相応する外商投資手引きを作成する。

外商投資手引きには、外商投資に関連する法律法規・政策措置・データ情報・手続きガイドライン及び投資環境分析等の内容が含まれなければならない。

外商投資手引きは、政府部門のウェブサイトで公開し、かつ適時に更新しなければならない。

第三章 投資保護

第二十二条 国は、外国投資者の投資に対して徴収を実行しない。特別な状況において、公共利益の需要のために、外国投資者の投資に対して徴収又は収用を実施する具体的な状況は、法律の明確規定によらなければならない。法律以外を根拠とし、外国投資者の投資に対して徴収又は収用を実行してはならない。法律の規定に基づき、外国投資者の投資に対して徴収又は収用を実行する場合、公平、合理的な補償を適時に与えなければならない。

第二十三条 外国投資者が、中国国内での出資、利潤、資本収益、資産処置により所得、知的財産権ライセンス費、法に基づき得た補償又は賠償、清算所得等は、法に基づき人民元又は外貨で自由に振込や送金ができ、いかなる組織及び個人も違法に貨幣の種類、金額及び振込の回数等に対して制限をしてはならない。

外商投資企業の外国籍の従業員の賃金収入及びその他の適法な収入は、中国の税法法律や行政法規に基づき納税した後、法に基づき自由に送金することができる。

第二十四条 国は、知的財産権の侵害に対する懲罰性賠償制度を構築し、知的財産権の迅速な協同保護体制の構築を推進し、知的財産権紛争の多元的な解決体制及び知

的財産権権利保護援助体系を完備し、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権の保護力を高める。

標準の作成においては、法に基づき平等に外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護しなければならない。外国投資者及び外商投資企業の特許にかかわる事項は、特許に関連する国家標準の管理規定に基づき取り扱わなければならない。

第二十五条 行政機関及びその職員は、登記登録、投資プロジェクトの許認可又は届出、行政許可並びに監督検査、行政処罰、行政強制及びその他の行政管理職責の履行の実施を利用し、外国投資者、外商投資企業に対して強制的に又は形を変えて強制的に技術の譲渡をさせてはならない。

第二十六条 行政機関は、法に基づき職責を履行し、外国投資者、外商投資企業より営業秘密の資料、情報を取得する必要が確かにある場合、職責を履行するのに必要な範囲内に限定しなければならない。かつ知る範囲を厳格にコントロールし、職責の履行と無関係の担当者には関連材料、情報に触れさせてはならない。

行政機関は、内部管理制度を構築し、完備し、有効な保護措置を採り、職責の履行の過程において知り得た外国投資者、外商投資企業の営業秘密を保護しなければならない。法に基づき職責情報を公開する必要がある場合は、営業秘密を含めてはならない。他の行政機関と情報を共有する必要がある場合、法律・行政法規に別途定めがある場合を除き、情報に含まれる営業秘密に対して相応する処理を行い、漏洩を防止しなければならない。

第二十七条 各レベルの人民政府及びその関連部門の制定した外商投資にかかわる規範性書類は、国务院の規定に基づき、合法的な審査及び公平な競争審査を行わなければならない。

外国投資者、外商投資企業は、行政行為が根拠とする国务院の部門及び地方人民政府及びその部門の制定した規範性文書が適法でないと認める場合で、法に基づき行政行為に対して訴訟を提起するときは、規範性文書に対する審査も一括して請求することができる。

第二十八条 外商投資法第二十五条でいう政策承諾とは、地方各レベルの人民政府及びその関連部門が、外国投資者、外商投資企業の当該地区での投資において享受する優遇措置、利便条件等に対する承諾をいう。

地方各レベルの人民政府及びその関連部門は、その法定権限を越えて外国投資者、外商投資企業に対して政策

承諾を行ってはならない。政策承諾は書面形式でなければならない。内容は法律法規の規定及び国家の関連政策に合致しなければならない。

第二十九条 各レベルの地方人民政府及びその関連部門は、外国投資者、外商投資企業に対し、法に基づきした政策承諾及び法に基づき締結した各種契約を履行しなければならない。国家利益、社会公共利益によることなく、政策承諾、契約合意を変更してはならず、行政区画の調整、政府内部の任期による人員の交替、機構又は職能調整及び関連責任者の変更等により違約し、約束を反故にしてはならない。

第三十条 国务院商務主管部門は、国务院関連部門と共同で、外商投資企業のクレーム対応体制（以下「クレーム対応体制」という。）を構築し、外商投資企業又はその投資者が訴える全国において重大な影響を及ぼす問題及びその他の重大、複雑な問題を適時に処理し、関連外商投資の政策措置を調整して完全なものにし、全国の外商投資企業のクレーム業務に対して指導及び監督を行う。

県レベル以上の地方人民政府は、実際の需要に基づき、関連部門がクレーム対応体制の構築を組織し、適時に当該地区の外商投資企業又はその投資者の訴える問題を処理し、当該地区の外商投資の政策措置を調整し、完全なものにする。

国务院商務主管部門、地方人民政府の確定した部門又は機構がクレーム体制の日常業務を担う。

第三十一条 クレーム対応体制は、高効率、便利、スムーズであることの原則に則り、業務ルール、クレームのルート完全なものにしなければならない。クレームガイドラインを制定する。クレーム対応体制の組成及び取りまとめ組織、主な職責、業務ルール、クレームルート及びクレーム指南は、社会に向けて公布しなければならない。

クレーム対応体制が、外商投資企業又はその投資者の訴える行政機関及びその職員の行政行為がその適法な権益を侵害することを調整し解決する場合は、関連行政機関及びその職員に状況を尋ねることができ、関連行政機関及びその職員は協力しなければならない。

外商投資企業又はその投資者が、クレーム対応体制を通して訴え又は調整し解決を申請した問題について、いかなる組織及び個人も、抑制又は打撃復讐してはならない。

第三十二条 クレーム対応体制は、外商投資企業又はその投資者の述べる典型的な、普遍的な問題について分析

し、総括しなければならず、適時に当該レベルの人民政府に対し、外商投資保護強化及び外商投資環境改善に係る意見を提出する。

第三十三条 法律、法規に別途定めがある場合を除き、外商投資企業は、自ら商工会、協会等社会組織への参加又は退会を自主的に決定することができ、いかなる組織及び個人も干渉してはならない。

商工会、協会は法律法規及び定款の定めに基づき、業界の自律を強化し、業界の訴えを適時に反映し、会員のために、情報コンサルティング、宣伝教育、市場開拓、貿易交流、権利利益保護、紛争処理等の面においてサービスを提供する。

国は、商工会、協会が法律、法規及び定款の規定に従って関連する活動の展開を保障する。

第四章 投資管理

第三十四条 外商投資参入ネガティブリストにおいて投資が制限されている分野について、外国投資者が投資を行う際には、ネガティブリストの規定する株式の割合、高級管理人員等の制限的要求を満たさなければならない。

外商投資参入ネガティブリストが、関連分野の外国投資者の持株比率に対して制限的な規定を有する場合、外国投資者がパートナー企業方式で当該分野に投資する場合は、パートナー契約において定める外国投資者の議決権の割合が、ネガティブリストに定める持株比率の制限的な規定の要件を満たさなければならない。

第三十五条 中国の自然人、法人又はその他の組織が中国国外で設立した完全子会社を通して中国国内で投資を行う場合、国務院関連主管部門の審査及び国務院の許可を経て、外商投資参入ネガティブリストの規定する関連する参入特別管理措置の制限を受けないことができる。

前項にいう法人又はその他の組織には、外商投資企業は含まない。

第三十六条 外商投資が、投資プロジェクトの許可、届出を行う必要がある場合、国務院及び国務院投資主管部門の関連規定に基づき実施する。

第三十七条 外国投資者は、法に基づき許認可を取得する必要のある業界、分野に対して投資する場合、法律、行政法規に別途定めがある場合を除き、許認可を実施する関連主管部門は、内資と一致する条件及びプロセスに従い、外国投資者の許認可申請を審査しなければならず、

外国投資者に対して許認可の条件を増やし、又はより厳格な許可条件を適用してはならず、審査のポイント、資料の審査及びその他の余分な要求を増やしてはならない。

関連主管部門は、多種の方法に則り、審査サービスを優れたものにし、審査効率を高めなければならない。関連条件及び要求を満たすべき許可事項に対しては、関連する規定に則り、告知して承諾を求める方法により処理することができる。

第三十八条 市場監督管理部門は、法に基づき外商投資企業の登記登録を行う時は、外商投資参入ネガティブリストに規定する持株比率、高級管理人員等の制限的要求を満たしているかを審査する。関連主管部門が法に基づき関連手続を行う際に既に審査をした場合は、市場監督管理部門は重複して審査を行わない。

第三十九条 外国投資者又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通して商務主管部門に投資情報を報告し届けなければならない。

国務院商務主管部門は、国務院市場監督管理部門と共に、関連業務システムのマッチング及び業務のマッチングを行い、外商投資情報の報告の具体的なプロセスを明確にし、投資情報の届出の指導を強化する。

第四十条 外商投資情報の報告内容、範囲及び報告の頻度は、国務院商務主管部門が国務院市場監督管理部門等の関連部門と共同で、確実に必要性があり、できるだけ外国投資者及び外商投資企業の負担を軽減する原則に基づき確定する。外商投資情報報告の内容、範囲及び報告の頻度については、十分に外国投資者、外商投資企業及びその他の関連分野の意見を聴取しなければならない。

法律、行政法規で別途定めがある場合を除き、関連部門は、職責の履行の過程において、外商投資情報を得た場合、適時に商務主管部門に共有しなければならない。

第四十一条 外国投資者又は外商投資企業の報告する投資情報は真実で、正確で、完全でなければならない。

商務主管部門は、外商投資情報の保管・管理制度を構築し、完全なものにしなければならない。

第五章 附則

第四十二条 外商投資法を施行する前に「中華人民共和国中外合弁経営企業法」「中華人民共和国外資企業法」「中華人民共和国中外合作経営企業法」に基づき設立した外商投資企業（以下「既存の外商投資企業」という。）

の組織形式、組織機関等が、「中華人民共和国会社法」「中華人民共和国パートナーシップ企業法」等の法律の強行規定と一致しない場合、国は外商投資法施行後 5 年以内に法に基づき変更手続を行うことを奨励する。

前項の規定に該当する既存の外商投資企業が、外商投資法施行後 5 年以内に法に基づき変更手続を行わない場合は、2025 年 1 月 1 日から 6 か月以内に法に基づき変更手続を行わなければならない。期限を過ぎても変更手続を行わない場合、企業登記機関は、当該企業のその他の登記事項を処理せず、かつ、関連状況を企業情報公示システムにおいて公示することができる。

既存の外商投資企業の組織形式、組織機関等の変更手続の具体的方法は、國務院市場監督管理部門が國務院関連部門と共同で制定する。國務院市場監督管理部門は対外的に手続のガイドラインを制定し、公布しなければならない。変更手続の具体的なプロセス等を明確にしなければならない。

第四十三条 外商投資法の施行後、既存の外商投資企業の合併・合作当事者のそれぞれが契約書で合意した収益分配方法、残余財産の分配方法等については、合併・合作期間内においては、引き続き当該合意に従うことができる。

第四十四条 香港特別行政区、澳門特別行政区の投資者が内地で投資する場合、外商投資法及び本条例に基づき実施するが、法律、行政法規又は國務院で別途定める規定がある場合はこの限りでない。

台湾地区の投資家が大陸で投資する場合、「中華人民共和國台湾同胞投資保護法」及び「中華人民共和國台湾同胞投資保護法実施細則」（以下「台湾同胞保護法及びその実施細則」という。）の規定を適用する。台湾同胞保護法及びその実施細則に定めのない事項については、外商投資法及び本条例に基づき実施する。

華僑が中国国内で投資する場合、外商投資法及び本条例を参照し実施する。

第四十五条 本条例は 2020 年 1 月 1 日より施行する。「中華人民共和國中外合併經營企業法実施条例」「中華人民共和國中外合併期限暫定規定」「中華人民共和國外資企業法実施細則」「中華人民共和國中外合作經營企業法実施細則」は同時に廃止する。